

## 川崎市老人クラブ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 老人福祉施策の一環として、老人クラブを育成し、その健全な発展を図るため、この要綱の定めるところによりこの補助金を交付する。

(補助の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる補助事業は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）に市の区域内で組織された「川崎市老人クラブ運営要綱」に適合した活動を行っている老人クラブ及び同要綱に準じた活動を行っている外国人老人クラブ（以下「外国人老人クラブ」という。）が行う事業とし、対象となる経費は別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第3条 市長は、前条の対象となる老人クラブ1クラブにつき、次の各号に掲げる種別について別表1に定めるとおり補助金を交付する。

- (1) 老人クラブ運営費補助金
- (2) 老人クラブ社会活動促進費補助金
- (3) 老人クラブ結成費補助金（新たに結成された場合）
- (4) 友愛活動費（公益財団法人川崎市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）に加入していない老人クラブ及び外国人老人クラブが、川崎市友愛チーム活動実施要綱に準ずる友愛活動を実施する場合）

(交付の申請)

第4条 老人クラブは、補助金の交付申請に当たり、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、市老連に加入する老人クラブは、市老連理事長を代理人と定めることとし、市老連理事長は、加入する老人クラブの補助金を川崎市老人クラブ補助金交付申請書（第13号様式）により一括して申請するものとする。

- (1) 老人クラブ補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 老人クラブ予算書（第2号様式）
- (3) 老人クラブ事業計画書兼支出予算内訳書（第3号様式）
- (4) 友愛チーム活動計画書（第8号様式）

友愛活動を実施する市老連に加入していない老人クラブの場合のみ提出

- (5) 添付書類

ア 会員名簿

イ 老人クラブ規約

ただし、老人クラブ規約については、老人クラブ結成費補助金の交付を受ける際に添付した老人クラブ規約と同一である場合は、これを省くことができる。

2 この補助金の交付を受ける外国人老人クラブは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 外国人老人クラブ補助金交付申請書（第6号様式）
- (2) 外国人老人クラブ予算書（第7号様式）
- (3) 老人クラブ事業計画書兼支出予算内訳書（第3号様式）
- (4) 友愛チーム活動計画書（第7号様式）  
外国人老人クラブが友愛活動を実施する場合のみ提出

(5) 添付書類

ア 会員名簿

イ 老人クラブ規約

ただし、老人クラブ規約については、老人クラブ結成費補助金の交付を受ける際に添付した老人クラブ規約と同一である場合は、これを省くことができる。

3 この補助金の交付を受ける新規結成の老人クラブは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 新規老人クラブ補助金交付申請書（第4号様式）
- (2) 新規老人クラブ予算書（第5号様式）
- (3) 老人クラブ事業計画書兼支出予算内訳書（第3号様式）
- (4) 友愛チーム活動計画書（第8号様式）

友愛活動を実施する市老連に加入していない老人クラブの場合のみ提出

(5) 添付書類

ア 会員名簿

イ 老人クラブ規約

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、交付する補助金の額を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、川崎市老人クラブ補助金交付決定通知書兼指令書（第14号様式）により通知する。ただし、市老連に加入する老人クラブについては、代理人である市老連理事長に対し、川崎市老人クラブ補助金交付決定通知書兼指令書（第14号様式）により通知する。

(交付方法)

第6条 交付方法は、老人クラブの運営資金等の状況により必要と認められる場合は、概算払いとすることができる。

2 市老連に加入する老人クラブは、市老連及び各区・各地区老人クラブ連合会を通じて交付するものとする。ただし、市老連に加入していない老人クラブ及び外国人老人クラブに

については、直接当該老人クラブ及び外国人老人クラブに補助金を交付できるものとする。

(実績報告)

第7条 老人クラブは、当該年度の事業が終了した日から起算して30日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市老連に加入する老人クラブは、市老連理事長を代理人とし、市老連理事長は、加入する老人クラブの事業実績を川崎市老人クラブ補助金実績報告書(第15様式)により一括して報告するものとする。

- (1) 老人クラブ決算書(第9号様式)
- (2) 老人クラブ事業実績報告書兼支出決算内訳書(第10号様式)
- (3) 友愛チーム活動報告書(第12号様式)

市老連に加入していない老人クラブが友愛活動を実施した場合のみ提出

2 外国人老人クラブは、当該年度の事業が終了した日から起算して30日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 外国人老人クラブ決算書(第11号様式)
- (2) 老人クラブ事業報告書兼支出決算内訳書(第10号様式)
- (3) 友愛チーム活動報告書(第12号様式)

外国人老人クラブが友愛活動を実施した場合のみ提出

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告書等を受領したときは、内容を審査し、交付条件に適合すると認めるときは、第3条に規定する算出方法により補助金の額を確定するものとする。

2 市長は前項の規定により補助金の額を確定したときは、川崎市老人クラブ補助金額の確定通知(第16号様式)により通知する。ただし、市老連に加入する老人クラブについては、代理人を市老連理事長とし、川崎市老人クラブ補助金額の確定通知(第16号様式)により通知する。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた老人クラブ及び外国人老人クラブが、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をほかの用途に使用したとき。
- (3) その他不正行為があると認められたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第8条の規定により補助金額を確定し、残金がある場合、老人クラブ及び外国人老人クラブはこれを市長に返還しなければならない。ただし、市老連に加入する老人クラブは、市老連理事長を代理人と定めることとし、市老連理事長は、加入する老人クラブの補助金を一括して返還するものとする。

(書類の整備等)

第11条 老人クラブ及び外国人老人クラブは、事業の執行にあたっては、経理に係る帳簿及び関係書類を整え、常に整備しなければならない。

2 老人クラブ及び外国人老人クラブは、前項に規定する収支の証拠書類は、当該補助事業完了の日の属する年の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調査及び監査)

第12条 市長は、必要に応じて、老人クラブ及び外国人老人クラブに対して関係書類の提出及び報告を求め、事業内容を監査できるものとする。

(書類の経由)

第13条 この要綱に基づき老人クラブが市長に提出する書類は、福祉事務所を経由するものとする。ただし、申請者が外国人老人クラブの場合は、健康福祉局に直接提出するものとする。

#### 附 則

この改正要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

この改正要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成2年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成7年6月23日から施行する。

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する

この改正要綱は、令和3年12月16日から施行する。

この改正要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(別表1) 補助対象経費

交付対象となる補助事業は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）に老人クラブが行う以下の事業とする。

補助対象の事業	活動の例
①健康づくり事業	スポーツ活動 (ゲートボール、グラウンドゴルフ等)
	健康学習 (栄養や保健の勉強会、講習会等)
	体操 (ラジオ体操、早起き会等)
	体力測定
	その他、健康づくりに関する活動
②生きがい事業	レクリエーション (趣味活動、劇や発表会の参加や観賞、会報の作成等)
	講演会参加 (生きがい講演会、研修会、見学会への参加等)
	定例会費用 (定例会の場所代や資料作成費用等) ※6万円以上の場合は理由書が必要です。
	その他、生きがいに関する活動
③社会奉仕活動事業	ボランティア (町会等への参加、社会福祉施設への慰問、友愛チームと重複しない友愛活動、募金活動等)
	地域見守り活動
	地域清掃
	次世代育成支援
	子育て支援
	その他、社会奉仕に関する活動

(別表2)

## 1 補助金交付条件

### (1) 老人クラブを新規結成し、補助金を申請する場合

- ・市内在住で60歳以上の会員数が25人以上で、3年以内に会員数を30人以上にすることができる見込みのある老人クラブ

### (2) 継続して補助金を申請する場合

- ・市内在住で60歳以上の会員数が30人以上の老人クラブ
- ・市内在住で60歳以上の会員数が25人以上30人未満であり、新規結成から3年以内の老人クラブ
- ・市内在住で60歳以上の会員数が25人以上30人未満であり、会員数が30人を下回った年から3年以内の老人クラブ

## 2 補助金基準額

### (1) 老人クラブ運営費補助金

補助対象となる予算額	年額	月額
75,600円以上	64,800円	5,400円
64,800円以上 75,600円未満	54,000円	4,500円
54,000円以上 64,800円未満	43,200円	3,600円
48,000円以上 54,000円未満	37,200円	3,100円
24,000円以上 48,000円未満	13,200円	1,100円

### (2) 老人クラブ社会活動促進費補助金

$$2,700 \text{円} \times 4 \text{四半期} = \text{年額 } 10,800 \text{円}$$

### (3) 老人クラブ結成費補助金

4,500円

### (4) 友愛活動費

公益財団法人川崎市老人クラブ連合会に加入していない老人クラブ及び外国人老人クラブが、川崎市友愛チーム活動実施要綱に準ずる友愛活動を実施する場合

42,000円

老人クラブ補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

老人クラブ名 \_\_\_\_\_

会 員 数 \_\_\_\_\_ 名

会 長 氏 名 \_\_\_\_\_

会 長 住 所 \_\_\_\_\_ 区

電 話 番 号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

年度老人クラブ補助金として、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の使途に関する一切の責任は、私が負うものといたします。

補助金費目	金 額	内 訳
補 助 金	金 円	運営費（月単位の交付） 社会活動促進費（4半期ごとの交付）

第2号様式

年度老人クラブ予算書(2)

老人クラブ名 \_\_\_\_\_

〔収入の部〕

科 目		金 額	説 明
補助金	運 営 費 社会活動促進費	円	
	会 費	円 @ 円 × 人	
	そ の 他 (寄付金など)	円	
	繰 越 金	円	年度決算書(4)の下にある ※欄の額を記入
	合 計	円	

〔支出の部〕

事 業 区 分	金 額	説 明
健康づくり事業 ①	円	年度老人クラブ事業計画書兼 支出予算内訳書(3)のとおり
生きがい事業 ②	円	
社会奉仕活動事業 ③	円	
<b>事業費計 (①～③の合計)</b>	円	補助対象経費となります。 補助金の算定根拠となります。
そ の 他	円	補助対象外経費です。
合 計	円	

※ 事業費計に応じて補助金額が決まります。

第3号様式

年度老人クラブ事業計画書兼支出予算内訳書(3)

老人クラブ名 \_\_\_\_\_

		主な活動	予算
① 健康づくり事業		スポーツ活動	円
		健康学習等	円
		いきいき体操	円
		体力測定	円
			円
			円
			円
		小計 ①	円
② 生きがい事業		レクリエーション	円
		講演会参加	円
		定例会 (飲食費等を除く)	円
			円
			円
			円
		小計 ②	円
③ 社会奉仕活動事業		ボランティア	円
		地域見守り活動	円
		地域清掃	円
		次世代育成支援	円
		子育て支援	円
			円
			円
			円
		小計 ③	円
		①~③ 今年度事業費計	円
		今年度補助金要求額	円

※「事業費計」の額をもとに要求額を選択してください。  
 (要求額) 75,600円、64,800円、54,000円、48,000円、24,000円

## 新規老人クラブ補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

老人クラブ名 \_\_\_\_\_

会 員 数 \_\_\_\_\_ 名

会 長 氏 名 \_\_\_\_\_

会 長 住 所 \_\_\_\_\_ 区

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

年 月 日付で、老人クラブを結成しましたので、 年度  
老人クラブ補助金として、次のとおり関係書類を添えて申請します。  
なお、補助金の使途に関する一切の責任は、私が負うものといたします。

例会開催場所 \_\_\_\_\_

補助金費目	金	額	内 訳
結 成 費	金	4,500	円
補 助 金	金		円
			運営費（月単位の交付） 社会活動促進費（4半期ごとの交付）

第5号様式

年度 新規老人クラブ予算書(2)

[収入の部] 老人クラブ名 \_\_\_\_\_

科 目		金 額	説 明
補助金	運 営 費 社会活動促進費	円	
	結成費	円	
会 費		円	@ 円 × 人
そ の 他 (寄付金等)		円	
合 計		円	

[支出の部]

事 業 区 分	金 額	説 明
健康づくり事業 ①	円	事業計画書兼支出予算内訳書(3)のとおり
生きがい事業 ②	円	
社会奉仕活動事業 ③	円	
<b>事業費計 (①～③の合計)</b>	円	<b>補助対象経費となります。 補助金の算定根拠となります。</b>
そ の 他	円	補助対象外経費です。
合 計	円	

※ 事業費計に応じて補助金額が決まります。

外国人老人クラブ補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

老人クラブ名 \_\_\_\_\_

会 員 数 \_\_\_\_\_ 名

会 長 氏 名 \_\_\_\_\_

会 長 住 所 \_\_\_\_\_ 区

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

年度老人クラブ補助金として、次のとおり関係書類を添えて申請  
 します。

なお、補助金の使途に関する一切の責任は、私が負うものといたします。

補助金費目	金 額	内 訳
運 営 費	金 円	
社会活動促進費	金 円	第1四半期から第4四半期まで 2,700円×4四半期
友愛活動費	金 円	
合計	金 円	

第7号様式

年度 外国人老人クラブ予算書

(2)

[収入の部]

老人クラブ名 \_\_\_\_\_

科 目		金 額	説 明
補助金	運 営 費 社会活動促進費	円	
	友愛活動費	円	友愛活動を実施する場合のみ計上
会 費		円	@ 円 × 人
そ の 他 (寄付金など)		円	
繰 越 金		円	年度決算書(4)の下にある※欄の額を記入
合 計		円	

[支出の部]

事 業 区 分		金 額	説 明
健康づくり事業 ①		円	事業計画書兼支出予算内訳書(3)のとおり
生きがい事業 ②		円	
社会奉仕活動事業 ③		円	
事業費計 (①～③の合計)		円	補助対象経費となります。 補助金の算定根拠となります。
そ の 他		円	補助対象外経費です。
合 計		円	

※ 事業費計に応じて補助金額が決まります。



年度老人クラブ決算書(4)

老人クラブ名 \_\_\_\_\_

会 長 名 \_\_\_\_\_

〔収入の部〕

科 目		予算額	決算額	説 明
補助金	運 営 費 社会活動促進費	円	円	
	結成費	円	円	新規結成老人クラブのみ計上
会 費		円	円	@ 円 × 人
そ の 他 (寄付金等)		円	円	
繰 越 金		円	円	決算額は予算額と同額
合 計		円 (ア)	円	

〔支出の部〕

事 業 区 分	予算額	決算額	説 明
健康づくり事業 ①	円	円	年度老人クラブ事業 報告書兼支出決算内訳書(5)のとおり
生きがい事業 ②	円	円	
社会奉仕活動事業 ③	円	円	
<b>事業費計 (①～③の合計)</b>	円	円	補助対象経費となります。 補助金の算定根拠となります。
そ の 他	円	円	
合 計	円 (イ)	円	

※(収入合計(ア)) - (支出合計(イ)) =  円

次年度予算書の繰越金となります  
(0円でも記入が必要です)

年度老人クラブ事業報告書兼支出決算内訳書 (5)

老人クラブ名 \_\_\_\_\_

	主な活動	予算	決算
①健康づくり事業	スポーツ活動	円	円
	健康学習等	円	円
	いきいき体操	円	円
	体力測定	円	円
		円	円
		円	円
		円	円
	小計 ①	円	円
②生きがい事業	レクリエーション	円	円
	講演会参加	円	円
	定例会 (飲食費等を除く)	円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
	小計 ②	円	円
③社会奉仕活動事業	ボランティア	円	円
	地域見守り活動	円	円
	地域清掃	円	円
	次世代育成支援	円	円
	子育て支援	円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
	小計 ③	円	円
①~③ 今年度事業費計		円	円

年度 外国人老人クラブ決算書(4)

老人クラブ名 \_\_\_\_\_

[収入の部]

会 長 名 \_\_\_\_\_

科 目		予算額	決算額	説 明
補助金	運 営 費 社会活動促進費	円	円	
	友愛活動費	円	円	友愛活動を実施する場合のみ計上
会 費		円	円	@ 円 × 人
そ の 他 (寄付金など)		円	円	
繰 越 金		円	円	決算額は予算額と同額
合 計		円 (ア)	円	

[支出の部]

事 業 区 分	予算額	決算額	説 明
健康づくり事業 ①	円	円	事業計画書兼支出予算内訳書(5)のとおり
生きがい事業 ②	円	円	
社会奉仕活動事業 ③	円	円	
<b>事業費計 (①～③の合計)</b>	円	円	<b>補助対象経費となります。 補助金の算定根拠となります。</b>
そ の 他	円	円	
合 計	円 (イ)	円	

※(収入合計(ア)) - (支出合計(イ)) =  円 次年度予算書の繰越金となります  
(0円でも記入が必要です)

第12号様式

年度友愛チーム活動報告書

老人クラブ名		活動開始年月 日				
フリガナ 会長名		電話番号 住所	( )			
友愛活動対象者氏名 年齢、状況等	内容					
	話相手等	食事	衣類	住居	買い物	その他
氏名 年齢 ____歳 状態〔ね・虚弱・ひ〕	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人
氏名 年齢 ____歳 状態〔ね・虚弱・ひ〕	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人
氏名 年齢 ____歳 状態〔ね・虚弱・ひ〕	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人
氏名 年齢 ____歳 状態〔ね・虚弱・ひ〕	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人
氏名 年齢 ____歳 状態〔ね・虚弱・ひ〕	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人
氏名 年齢 ____歳 状態〔ね・虚弱・ひ〕	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人
氏名 年齢 ____歳 状態〔ね・虚弱・ひ〕	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人
氏名 年齢 ____歳 状態〔ね・虚弱・ひ〕	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人	延 ____回 延人数 ____人

※ ね=ねたきり，虚弱・ひ=ひとり暮らし・・・該当する事項を○で囲んでください。

※ 話相手等=相談・助言・世間話，食事=食事の世話，衣類=洗濯等，住居=整頓・清掃，買い物=日用品等，その他=以上以外で具体的に記入

第13号様式

第 号  
年 月 日

川崎市長 様

〒210-0834  
川崎市川崎区大島1-9-6  
公益財団法人川崎市老人クラブ連合会  
理事長

年度川崎市老人クラブ補助金交付申請書

標記について、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請  
します。

1 申請金額

金 円

(内訳)

老人クラブ運営費補助金及び老人クラブ社会活動促進費補助金

チーム×75,600円＝ 円

老人クラブ結成費補助金

チーム×4,500円＝ 円

2 添付書類

- (1) 年度老人クラブ補助金交付申請書
- (2) 年度老人クラブ予算書
- (3) 年度老人クラブ事業計画書兼支出予算内訳書

第14号様式

川崎市老人クラブ補助金交付決定通知書兼指令書

川崎市指令健高在 第 号

住所

クラブ名及び団体名

氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった  
年度川崎市老人クラブ補助金については、次の条件を付けて、 円  
を交付する。

年 月 日

川崎市長

- 1 この補助金は、 年度川崎市老人クラブ補助金交付要綱別表1に掲げる補助対象経費に充当することとし、他の目的に支出しないこと。
- 2 補助金の使途を明確にし、証拠書類及び関係帳簿を常に整備しておくこと。
- 3 虚偽の申請、その他不正な手続で補助金の交付を受けた場合及び精算の結果この補助金に残額が生じた場合は、この補助金の全額又は一部の返還を命じることがある。
- 4 年度終了後、この補助金に関する決算書及び事業報告書兼支出決算内訳書を速やかに提出すること。

第15号様式

第 号  
年 月 日

川崎市長 様

住所  
クラブ名及び団体名  
氏名

年度川崎市老人クラブ補助金実績報告書

年度川崎市老人クラブ事業実績について、関係書類を添えて報告いたします。

1 添付書類

- (1) 年度老人クラブ決算書
- (2) 年度老人クラブ事業実績報告書兼支出決算内訳書

第16号様式

年度川崎市老人クラブ補助金額確定通知書

住所

クラブ名及び団体名

理事長名

年 月 日付けで実績報告のあった 年度川崎市老人クラブ事業  
については、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものと認  
め、次のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

1 補助金交付確定額

金 円

2 精算額

(1) 補助金(当初申請)額 円

(2) 補助金交付確定額 円

(3) 精算額(1) - (2) 円

年 月 日

川崎市長